

石川県国民保護計画 [新旧対照表]

修正後	現行	備考
<p>石川県国民保護計画 平成<u>30</u>年<u>2</u>月</p>	<p>石川県国民保護計画 平成<u>27</u>年<u>12</u>月</p>	

修正後				現行				備考
用語等				用語等				事態対処法の改正に伴うもの
1 (略)				1 (略)				
2 機関名等				2 機関名等				
番号	用語	内容	備考	番号	用語	内容	備考	
1				1				
~	省略			~	省略			
3				3				
4	指定行政機関	事態対処法第2条第5号に定める機関(国の機関)	事態対処法第2条	4	指定行政機関	事態対処法第2条第4号に定める機関(国の機関)	事態対処法第2条	
5				5				
~	省略			~	省略			
9				9				
10	国の対策本部	事態対策本部	事態対処法第10条	10	国の対策本部	武力攻撃事態等対策本部	事態対処法第10条	
11	国の緊急本部	緊急対処事態対策本部	事態対処法第23条	11	国の緊急本部	緊急対処事態対策本部	事態対処法第26条	
12	国の対策本部長	事態対策本部長(内閣総理大臣)	事態対処法第11条	12	国の対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長(内閣総理大臣)	事態対処法第11条	
13	国の緊急本部長	緊急対処事態対策本部長(内閣総理大臣)	事態対処法第24条	13	国の緊急本部長	緊急対処事態対策本部長(内閣総理大臣)	事態対処法第27条	
14	以下省略			14	以下省略			
3 法令・条例名等				3 法令・条例名等				
番号	用語	内容	備考	番号	用語	内容	備考	
1	事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)		1	事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)		
2	以下省略			2	以下省略			
								事態対処法の改正に伴うもの

修正後				現行				備考
4 特定の用語に含まれる範囲、意味				4 特定の用語に含まれる範囲、意味				事態対処法の改正等に伴うもの
番号	用語	内容	備考	番号	用語	内容	備考	
1	省略			1	省略			
2	国緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に関する方針	事態対処法第22条	2	国緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に関する <b>基本的な</b> 方針	事態対処法第25条	
3				3				
~	省略			~	省略			
10				10				
11	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	事態対処法第22条	11	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	(新規)	
12	省略			12	省略			
13	緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日、対処基本方針において武力攻撃事態であることの設定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの	事態対処法第22条	13	緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日、対処基本方針において武力攻撃事態であることの設定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの	事態対処法第25条	
14				14				
~	省略			~	省略			
16				16				
17	国民保護措置	国対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する <b>法第2条第3項第1号から第6号までに掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置(第6号に掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)</b>	法第2条では「国民の保護のための措置」	17	国民保護措置	国対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する <b>事態対処法第22条第1号に掲げる措置(同号に掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法の規定に基づいて実施するものを含む。)</b>	法第2条では「国民の保護のための措置」	
18	省略			18	省略			
19	緊急対処保護措置	<b>緊急対処事態対処方針</b> が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が <b>法第183条</b> において準用する <b>法の規定</b> に基づいて実施する <b>事態対処法第22条第3項第2号</b> に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法の規定に基づいて実施する措置	法第172条	19	緊急対処保護措置	<b>緊急事態対処基本方針</b> が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が <b>法第183条</b> において準用する <b>法の規定</b> に基づいて実施する <b>事態対処法第25条第3項第2号</b> に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法の規定に基づいて実施する措置	法第172条	
20				20				
~	省略			~	省略			
35				35				
36	医薬品	<b>医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項</b> の医薬品	法第92条	36	医薬品	<b>薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第1項</b> の医薬品	法第92条	
37				37				
~	省略			~	省略			
40				40				
41	放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号)第2条 <b>第26号の放送事業者</b>	法第7条	41	放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号)第2条 <b>第3号の2の放送事業者その他の放送(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。)の事業を行う者</b>	法第7条	
42	以下省略			42	以下省略			

修正後	現行	備考																																								
<p>第1編 総則 第1章～第3章（略） 第4章 本県の地理的、社会的特徴</p> <p>1 地形</p> <p>(1) 概要（略）</p> <p>(2) 自然</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 面積：4,186.09km<sup>2</sup>(うち森林66.6%、農地10.0%)</li> <li>○ 最も高い山岳：白山 標高2,702m</li> <li>○ 最も長い河川：手取川 全長65.65km</li> <li>○ 最も広い湖沼：河北潟 面積 4.2km<sup>2</sup></li> <li>○ 平均気温：15.7℃（平年値）</li> <li>○ 年間降水量：2,390.5mm(平年値) (平成29年版「統計でみるいしかわ」他から)</li> </ul> <p>(3) 経緯度極点</p> <table border="1" data-bbox="221 723 1058 910"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>場所</th> <th>経度</th> <th>緯度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東端</td> <td>珠洲市姫島</td> <td>東経137° 21′ 55″</td> <td>北緯37° 30′ 33″</td> </tr> <tr> <td>西端</td> <td>加賀市塩屋町塩屋漁港</td> <td>東経136° 14′ 35″</td> <td>北緯36° 17′ 49″</td> </tr> <tr> <td>南端</td> <td>白山市赤兎山</td> <td>東経136° 40′ 26″</td> <td>北緯36° 4′ 1″</td> </tr> <tr> <td>北端</td> <td>輪島市海士町所属舳倉島岩礁</td> <td>東経136° 55′ 19″</td> <td>北緯37° 51′ 19″</td> </tr> </tbody> </table> <p>石川県地形図（略）</p>	区分	場所	経度	緯度	東端	珠洲市姫島	東経137° 21′ 55″	北緯37° 30′ 33″	西端	加賀市塩屋町塩屋漁港	東経136° 14′ 35″	北緯36° 17′ 49″	南端	白山市赤兎山	東経136° 40′ 26″	北緯36° 4′ 1″	北端	輪島市海士町所属舳倉島岩礁	東経136° 55′ 19″	北緯37° 51′ 19″	<p>第1編 総則 第1章～第3章（略） 第4章 本県の地理的、社会的特徴</p> <p>1 地形</p> <p>(1) 概要（略）</p> <p>(2) 自然</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 面積：4,185km<sup>2</sup>(うち森林68.4%、農地10.3%)</li> <li>○ 最も高い山岳：白山 標高2,702m</li> <li>○ 最も長い河川：手取川 全長65.65km</li> <li>○ 最も広い湖沼：河北潟 面積 4.13km<sup>2</sup></li> <li>○ 平均気温：14.6℃（平年値）</li> <li>○ 年間降水量：2,398.9mm（平年値） (平成23年版「統計でみるいしかわ」他から)</li> </ul> <p>(3) 経緯度極点</p> <table border="1" data-bbox="1151 723 1988 910"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>場所</th> <th>経度</th> <th>緯度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東端</td> <td>珠洲市姫島</td> <td>東経137° 21′ 55″</td> <td>北緯37° 30′ 33″</td> </tr> <tr> <td>西端</td> <td>加賀市塩屋町堀切</td> <td>東経136° 14′ 39″</td> <td>北緯36° 17′ 44″</td> </tr> <tr> <td>南端</td> <td>白山市赤兎山</td> <td>東経136° 40′ 26″</td> <td>北緯36° 4′ 1″</td> </tr> <tr> <td>北端</td> <td>輪島市海士町所属舳倉島岩礁</td> <td>東経136° 55′ 19″</td> <td>北緯37° 51′ 19″</td> </tr> </tbody> </table> <p>石川県地形図（略）</p>	区分	場所	経度	緯度	東端	珠洲市姫島	東経137° 21′ 55″	北緯37° 30′ 33″	西端	加賀市塩屋町堀切	東経136° 14′ 39″	北緯36° 17′ 44″	南端	白山市赤兎山	東経136° 40′ 26″	北緯36° 4′ 1″	北端	輪島市海士町所属舳倉島岩礁	東経136° 55′ 19″	北緯37° 51′ 19″	<p>時点修正</p>
区分	場所	経度	緯度																																							
東端	珠洲市姫島	東経137° 21′ 55″	北緯37° 30′ 33″																																							
西端	加賀市塩屋町塩屋漁港	東経136° 14′ 35″	北緯36° 17′ 49″																																							
南端	白山市赤兎山	東経136° 40′ 26″	北緯36° 4′ 1″																																							
北端	輪島市海士町所属舳倉島岩礁	東経136° 55′ 19″	北緯37° 51′ 19″																																							
区分	場所	経度	緯度																																							
東端	珠洲市姫島	東経137° 21′ 55″	北緯37° 30′ 33″																																							
西端	加賀市塩屋町堀切	東経136° 14′ 39″	北緯36° 17′ 44″																																							
南端	白山市赤兎山	東経136° 40′ 26″	北緯36° 4′ 1″																																							
北端	輪島市海士町所属舳倉島岩礁	東経136° 55′ 19″	北緯37° 51′ 19″																																							

修正後	現行	備考
<p>2 気候</p> <p>本県は、日本海型の気候区に属しており、<u>豪雪地帯である。</u>地形を反映して、気象にも地域差があり、気温が低く豪雪の加賀<u>地方の山地、比較的</u>温和な気候の加賀<u>地方の平野部、</u>日本海の影響を<u>受けやすい能登地方</u>に大別される。 <u>それぞれの地方の特徴は次のとおり。</u></p> <p><u>(1)加賀地方(データは金沢地方気象台)</u> 平野部では<u>比較的温和な気候であるが、冬期は北陸特有のしぐれ現象で天気はぐずつく日が多くなり、山間部では積雪が多くなる。</u> 平年値(統計期間:1981~2010年)における年平均気温は14.6℃、年降水量は2398.9mm、年日照時間は1680.8時間、年最深積雪は44cm。</p> <p><u>(2)能登地方(データは輪島特別地域気象観測所)</u> 日本海に大きく突き出し、<u>寒暖の季節風の影響を受けやすく、このため、季節の移り変わりがはっきりしている。</u> 平年値(統計期間:1981~2010年)における年平均気温は13.5℃、年降水量は2100.4mm、年日照時間は1564.9時間、年最深積雪は32cm。</p> <p>グラフ (略) <u>* 気象庁資料による。平均気温、降水量及び積雪の深さの値は平年値(統計期間:1981~2010年)。</u></p>	<p>2 気候</p> <p>本県は、日本海型の気候区に属しており、<u>変化に富んだ</u>地形を反映して、気象にも地域差があり、気温が低く<u>多雨</u>豪雪の加賀<u>山岳地帯、</u>温和な気候の加賀平野、日本海の影響を<u>強く受ける能登半島</u>に大別される。<u>能登はさらに、年平均気温のやや低い奥能登と穏やかな中能登・口能登に分けられる。</u> <u>年平均気温は、加賀及び能登南部の沿岸部では、14℃、白山ろくでは11℃と地域差が見られる。</u> <u>また、本県は年間降水量が2,000~3,000mmに及ぶ多雨多雪地帯にも属し、特に、加賀山間部での 総降雪量は1,200cmを越える。</u></p> <p>(新規)</p> <p>グラフ (略) <u>(気象庁資料から)</u></p>	<p>時点修正</p>

修正後

現行

備考

3 人口分布

人口は平成27年10月1日現在で、**1,154,008**人(男 **558,589**人、女 **595,419**人)である。  
金沢市(**465,699**人)が最も多く、次いで白山市(**109,287**人)、小松市(**106,919**人)の順となっており、おおよそ40%の人口が金沢市に集中している。

平成27年10月1日現在

市町	人口			世帯数	年齢構成比率			一世帯 当たり 人員	人口密度 人/km2	面積 km2
	総数	男	女		年少	生産 年齢	老年			
輪島市	27,216	12,795	14,421	10,649	8.4	48.5	43.1	2.56	63.84	426.32
珠洲市	14,625	6,762	7,863	5,861	7.9	45.4	46.6	2.50	59.16	247.20
穴水町	8,786	4,196	4,590	3,461	7.7	46.8	45.5	2.54	47.96	183.21
能登町	17,568	8,198	9,370	6,904	8.0	46.3	45.7	2.54	64.29	273.27
奥能登	68,195	31,951	36,244	26,875	8.1	47.1	44.8	2.54	60.35	1,130.00
七尾市	55,325	26,218	29,107	20,855	11.1	54.2	34.7	2.65	173.80	318.32
羽咋市	21,729	10,288	11,441	8,066	10.6	52.7	36.8	2.69	265.47	81.85
志賀町	20,422	9,651	10,771	7,493	10.2	49.6	40.2	2.73	82.76	246.76
宝達志水町	13,174	6,225	6,949	4,447	10.8	53.6	35.6	2.96	118.13	111.52
中能登町	17,571	8,447	9,124	6,055	12.7	52.9	34.4	2.90	196.43	89.45
中能登	128,221	60,829	67,392	46,916	11.0	53.0	36.0	2.73	151.22	847.90
金沢市	465,699	226,007	239,692	199,572	13.1	61.9	25.0	2.33	993.72	468.64
かほく市	34,219	16,396	17,823	11,604	13.7	57.6	28.7	2.95	531.02	64.44
白山市	109,287	53,085	56,202	38,439	14.4	59.9	25.6	2.84	144.76	754.93
野々市市	55,099	28,657	26,442	24,759	15.2	66.1	18.7	2.23	4,063.35	13.56
津幡町	36,968	17,994	18,974	12,545	14.8	63.1	22.2	2.95	334.28	110.59
内灘町	26,987	13,017	13,970	10,446	13.9	62.1	24.0	2.58	1,327.45	20.33
石川中央	728,259	355,156	373,103	297,365	13.6	61.8	24.6	2.45	508.39	1,432.49
小松市	106,919	51,844	55,075	38,166	14.1	58.3	27.6	2.80	288.15	371.05
加賀市	67,186	31,420	35,766	24,841	11.6	55.2	33.2	2.70	219.66	305.87
能美市	48,881	24,265	24,616	17,352	15.6	59.9	24.6	2.82	580.95	84.14
川北町	6,347	3,124	3,223	1,853	20.4	58.9	20.7	3.43	433.54	14.64
南加賀	229,333	110,653	118,680	82,212	13.8	57.7	28.4	2.79	295.65	775.70
計	1,154,008	558,589	595,419	453,368	13.0	59.1	27.9	2.55	275.68	4,186.09

(注) 年齢構成の年少は0～14歳、生産年齢は15～64歳、老年は65歳以上。

3 人口分布

人口は平成23年10月1日現在で、**1,166,315**人(男 **563,554**人、女 **602,761**人)である。  
金沢市(**462,868**人)が最も多く、次いで白山市(**110,129**人)、小松市(**108,114**人)の順となっており、おおよそ40%の人口が金沢市に集中している。

平成23年10月1日現在

市町	人口			世帯数	年齢構成比率			一世帯 当たり 人員	人口密度 人/km2	面積 km2
	総数	男	女		年少	生産 年齢	老年			
輪島市	29,230	13,828	15,402	11,244	9.3	52.1	38.4	2.60	68.56	426.36
珠洲市	15,945	7,283	8,662	6,182	9	49.5	41.5	2.58	64.5	247.2
穴水町	9,539	4,532	5,007	3,610	8.6	51.5	39.7	2.64	52.06	183.24
能登町	19,128	8,905	10,223	7,322	8.9	50.9	40.2	2.61	69.95	273.46
奥能登	73,842	34,548	39,294	28,358	9.1	51.1	39.7	2.60	65.33	1,130.26
七尾市	57,042	26,932	30,110	20,830	11.8	58.2	29.9	2.74	179.35	318.04
羽咋市	22,801	10,752	12,049	8,102	11.5	57.1	31.3	2.81	278.2	81.96
志賀町	21,858	10,258	11,600	7,814	10.8	54.7	34.5	2.80	88.66	246.55
宝達志水町	14,034	6,598	7,436	4,560	12.3	58.2	29.5	3.08	125.66	111.68
中能登町	18,343	8,752	9,591	6,136	13.1	56.9	30	2.99	205.27	89.36
中能登	134,078	63,292	70,786	47,442	11.8	57.2	30.9	2.83	158.19	847.59
金沢市	462,868	224,439	238,429	193,424	13.4	64.2	21.1	2.39	989.52	467.77
かほく市	34,522	16,524	17,998	11,200	14.4	60.8	24.7	3.08	533.08	64.76
白山市	110,129	53,401	56,728	36,979	15.2	63.7	20.9	2.98	145.83	755.17
野々市市	52,931	27,879	25,052	23,761	14.6	68.1	15.3	2.23	3,903.47	13.56
津幡町	36,939	17,998	18,941	12,120	16.2	65.3	18.4	3.05	334.47	110.44
内灘町	27,023	13,020	14,003	10,105	14.7	64.6	19.8	2.67	1,325.96	20.38
石川中央	724,412	353,261	371,151	287,589	14	64.3	20.6	2.52	505.85	1,432.08
小松市	108,114	52,321	55,793	37,711	14.6	61	23.6	2.87	291.31	371.13
加賀市	70,914	33,007	37,907	25,833	12.3	59.4	28.2	2.75	231.75	306
能美市	48,743	24,083	24,660	16,140	16.4	62.5	20.9	3.02	581.31	83.85
川北町	6,212	3,042	3,170	1,757	20.6	61.3	18	3.54	420.87	14.76
南加賀	233,983	112,453	121,530	81,441	14.4	60.8	24.3	2.87	301.63	775.74
計	1,166,315	563,554	602,761	444,830	13.5	62	23.7	2.62	278.64	4,185.67

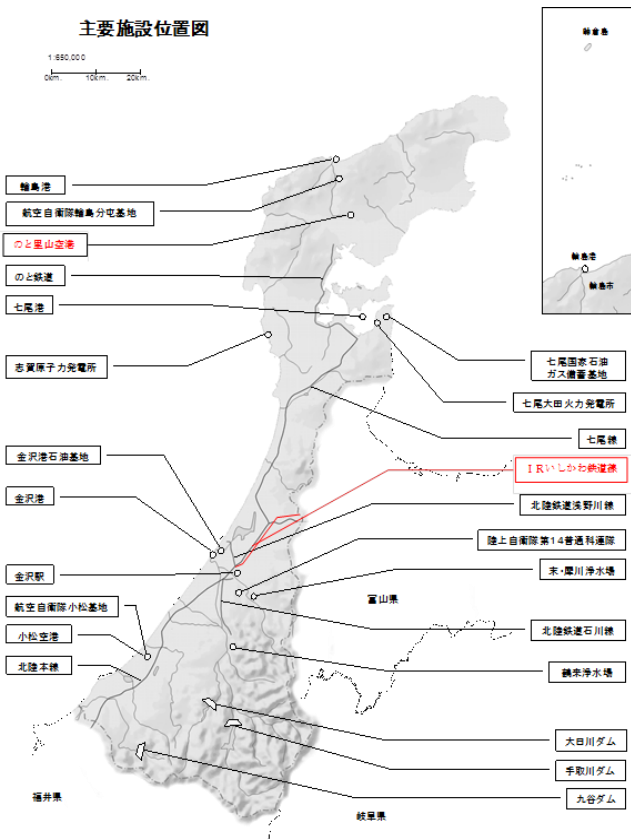
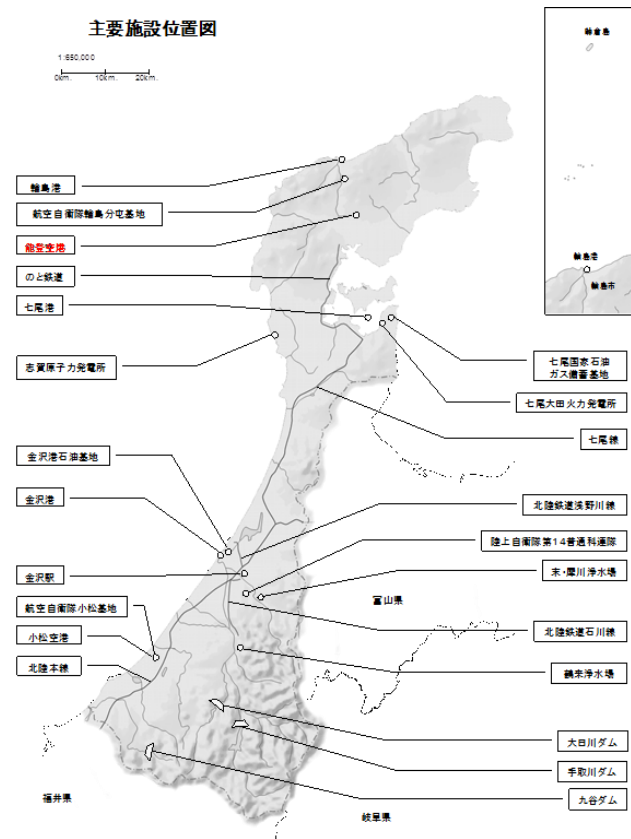
(注) 年齢構成の年少は0～14歳、生産年齢は15～64歳、老年は65歳以上。

時点修正

修正後	現行	備考
<p>4 道路の位置等 (1)～(4) (略)</p> <p>主要道路経路図</p>	<p>4 道路の位置等 (1)～(4) (略)</p> <p>主要道路経路図</p>	<p>時点修正(能越自動車道の完成及び延長に係る道路経路図の変更)</p>

修正後	現行	備考
<p>5 鉄道、空港、港湾の位置等</p> <p>(1) 鉄道</p> <p>① 西日本旅客鉄道(JR)</p> <p>ア <u>北陸新幹線(完成区間):白山市の白山総合車両所から富山県に向けて北東方向に延びている。</u></p> <p>イ 北陸本線:<u>金沢駅から福井県に向けて南西方向に延びている。</u></p> <p>ウ 七尾線:<u>金沢駅～七尾駅</u></p> <p>② <u>IRいしかわ鉄道</u></p> <p><u>IRいしかわ鉄道線:金沢駅～倶利伽羅駅</u></p> <p>③ のと鉄道</p> <p>のと鉄道七尾線:<u>七尾駅～穴水町</u></p> <p>④ 北陸鉄道</p> <p>ア 浅野川線:北鉄金沢駅～内灘駅</p> <p>イ 石川線:野町駅～鶴来駅</p> <p>(2) 空港</p> <p>① 小松空港</p> <p>所在地:小松市浮柳町ほか</p> <p>滑走路:2,700m</p> <p>年間乗降客:約170万人(平成28年度)</p> <p>年間貨物取扱量:約14,400t(平成28年度)</p> <p>路線:東京、札幌、仙台、成田、福岡、那覇、ソウル、上海、台北、ルクセンブルク、<u>アゼルバイジャン</u></p> <p>② <u>のと里山空港</u></p> <p>所在地:輪島市三井町洲衛ほか</p> <p>滑走路:2,000m</p> <p>年間乗降客:約15万人(平成27年7月7日～平成28年7月6日)</p> <p>路線:東京</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>5 鉄道、空港、港湾の位置等</p> <p>(1) 鉄道</p> <p>① 西日本旅客鉄道(JR)</p> <p>ア <u>JR金沢駅</u></p> <p><u>所在地:金沢市北安江町</u></p> <p><u>乗車人員(一日平均):約20千人(平成23年度)</u></p> <p><u>〃(年間):約7,300千人(平成23年度)</u></p> <p>イ 北陸本線</p> <p><u>北東から南西に延びて富山県と福井県につながっている。</u></p> <p>ウ 七尾線</p> <p><u>金沢市から七尾市に向けて北東方向に延びている。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>② のと鉄道</p> <p><u>のと鉄道七尾線</u></p> <p><u>七尾市から穴水町に向けて海岸線に沿って北東方向に延びている。</u></p> <p>③ 北陸鉄道</p> <p>ア 浅野川線:北鉄金沢駅～内灘駅</p> <p>イ 石川線:野町駅～鶴来駅</p> <p>(2) 空港</p> <p>① 小松空港</p> <p>所在地:小松市浮柳町ほか</p> <p>滑走路:2,700m</p> <p>年間乗降客:約200万人(平成23年度)</p> <p>年間貨物取扱量:約16,100t(平成23年度)</p> <p>路線:東京、札幌、仙台、成田、福岡、那覇、ソウル、上海、台北、ルクセンブルク等</p> <p>② <u>能登空港</u></p> <p>所在地:輪島市三井町洲衛ほか</p> <p>滑走路:2,000m</p> <p>年間乗降客:約15万人(平成23年7月7日～平成24年7月6日)</p> <p>路線:東京</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>時点修正</p>



修正後	現 行	備 考
<p>9 その他</p> <p>(1) 浄水場</p> <p>① 石川県<b>土木部</b>鶴来浄水場</p> <p>所在地:白山市白山町</p> <p>水 源:手取川</p> <p>給水区域:七尾市以南の9市4町</p> <p>給水量:約<b>100</b>万人 相当分</p> <p>(2) (略)</p>  <p>第5章 (略)</p>	<p>9 その他</p> <p>(1) 浄水場</p> <p>① 石川県<b>環境部</b>鶴来浄水場</p> <p>所在地:白山市白山町</p> <p>水 源:手取川</p> <p>給水区域:七尾市以南の8市4町</p> <p>給水量:約<b>96</b>万人 相当分</p> <p>(2) (略)</p>  <p>第5章 (略)</p>	<p>組織改編及び 時点修正</p> <p>時点修正(北陸新幹線の開業に伴い、JRから経営分離された平行在来線の運営会社設立、北陸新幹線の線路の追加、能登空港からのと里山空港への名称変更に係る変更)</p>

修正後	現 行	備 考																																
<p>第2編 平素からの備え・予防 第1章 組織・体制の整備 第1節 県における組織・体制の整備 1 県の各部局における平素の業務</p> <p>【県の各部局における平素の業務】</p> <table border="1" data-bbox="196 417 1038 811"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>平 素 の 主 な 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>県民文化スポーツ部</td> <td>○広報活動及び報道関係との連絡体制の整備に関すること ○ボランティア及び関係団体との連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>生活環境部</td> <td>○廃棄物処理に関すること ○飲料水の確保体制の整備に関すること</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>土 木 部</td> <td>○応急仮設住宅の建築、供与に関すること ○道路、橋梁、河川、港湾施設等の状況把握、安全対策に関すること ○道路の除雪体制に関すること ○水道用水供給施設の安全対策に関すること</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (略) 第2節～第5節 (略)</p> <p>第6節 研修・訓練 1 (略) 2 訓練 (1) 県における訓練の実施 県は、県内の市町とともに、国、富山県、福井県など他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊、指定(地方)公共機関等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	部 局 名	平 素 の 主 な 業 務	省略	省略	県民文化スポーツ部	○広報活動及び報道関係との連絡体制の整備に関すること ○ボランティア及び関係団体との連絡調整に関すること	健康福祉部	省略	生活環境部	○廃棄物処理に関すること ○飲料水の確保体制の整備に関すること	省略	省略	土 木 部	○応急仮設住宅の建築、供与に関すること ○道路、橋梁、河川、港湾施設等の状況把握、安全対策に関すること ○道路の除雪体制に関すること ○水道用水供給施設の安全対策に関すること	省略	省略	<p>第2編 平素からの備え・予防 第1章 組織・体制の整備 第1節 県における組織・体制の整備 1 県の各部局における平素の業務</p> <p>【県の各部局における平素の業務】</p> <table border="1" data-bbox="1128 417 1970 811"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>平 素 の 主 な 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>県民文化局</td> <td>○広報活動及び報道関係との連絡体制の整備に関すること ○ボランティア及び関係団体との連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>環 境 部</td> <td>○廃棄物処理に関すること ○飲料水の確保体制の整備に関すること</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>土 木 部</td> <td>○応急仮設住宅の建築、供与に関すること ○道路、橋梁、河川、港湾施設等の状況把握、安全対策に関すること ○道路の除雪体制に関すること (追加)</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (略) 第2節～第5節 (略)</p> <p>第6節 研修・訓練 1 (略) 2 訓練 (1) 県における訓練の実施 県は、県内の市町とともに、国、富山県、福井県など他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊、指定(地方)公共機関等との連携を図る。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	部 局 名	平 素 の 主 な 業 務	省略	省略	県民文化局	○広報活動及び報道関係との連絡体制の整備に関すること ○ボランティア及び関係団体との連絡調整に関すること	健康福祉部	省略	環 境 部	○廃棄物処理に関すること ○飲料水の確保体制の整備に関すること	省略	省略	土 木 部	○応急仮設住宅の建築、供与に関すること ○道路、橋梁、河川、港湾施設等の状況把握、安全対策に関すること ○道路の除雪体制に関すること (追加)	省略	省略	<p>組織改編</p> <p>基本指針の変更に伴うもの</p>
部 局 名	平 素 の 主 な 業 務																																	
省略	省略																																	
県民文化スポーツ部	○広報活動及び報道関係との連絡体制の整備に関すること ○ボランティア及び関係団体との連絡調整に関すること																																	
健康福祉部	省略																																	
生活環境部	○廃棄物処理に関すること ○飲料水の確保体制の整備に関すること																																	
省略	省略																																	
土 木 部	○応急仮設住宅の建築、供与に関すること ○道路、橋梁、河川、港湾施設等の状況把握、安全対策に関すること ○道路の除雪体制に関すること ○水道用水供給施設の安全対策に関すること																																	
省略	省略																																	
部 局 名	平 素 の 主 な 業 務																																	
省略	省略																																	
県民文化局	○広報活動及び報道関係との連絡体制の整備に関すること ○ボランティア及び関係団体との連絡調整に関すること																																	
健康福祉部	省略																																	
環 境 部	○廃棄物処理に関すること ○飲料水の確保体制の整備に関すること																																	
省略	省略																																	
土 木 部	○応急仮設住宅の建築、供与に関すること ○道路、橋梁、河川、港湾施設等の状況把握、安全対策に関すること ○道路の除雪体制に関すること (追加)																																	
省略	省略																																	

修正後	現行	備考
<p>第2章 避難・救援に関する平素からの備え</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 避難施設の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難施設指定の留意事項</p> <p>県は、避難施設の指定に当たって次の点に留意する。</p> <p>① 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。</p> <p>② 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>第2章 避難・救援に関する平素からの備え</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 避難施設の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難施設指定の留意事項</p> <p>県は、避難施設の指定に当たって次の点に留意する。</p> <p>① 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。</p> <p>② 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>基本指針の変更に伴うもの</p>

修正後

第3章 生活関連等施設の把握・安全確保等

第1節 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

【施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇物（ <u>医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> ）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) (略)

第2節～第3節 (略)

第4章～第5章 (略)

現行

第3章 生活関連等施設の把握・安全確保等

第1節 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

【施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇物（ <u>薬事法</u> ）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) (略)

第2節～第3節 (略)

第4章～第5章 (略)

備考

薬事法の名称改正に伴うもの

修正後

現行

備考

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立

第1節 (略)

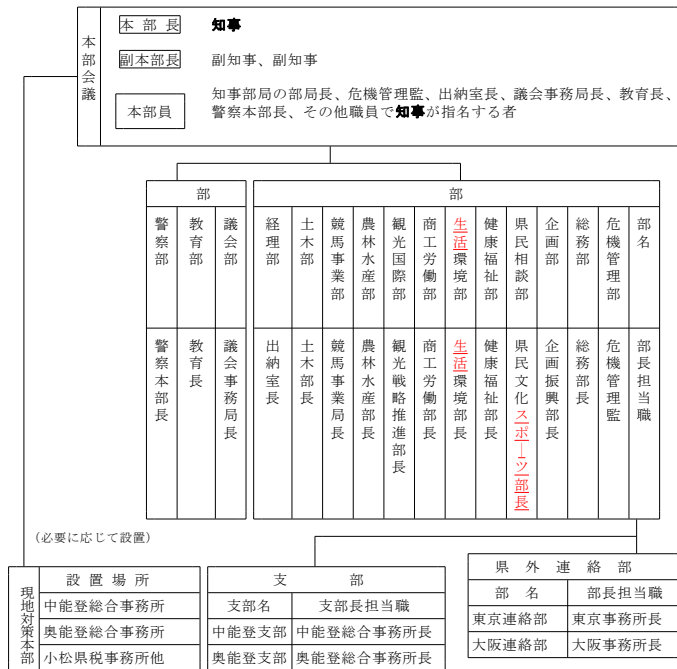
第2節 県対策本部の設置等

1～2 (略)

3 県対策本部の組織・担当別業務

(1) 県対策本部の組織構成

<県対策本部等組織図>



第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立

第1節 (略)

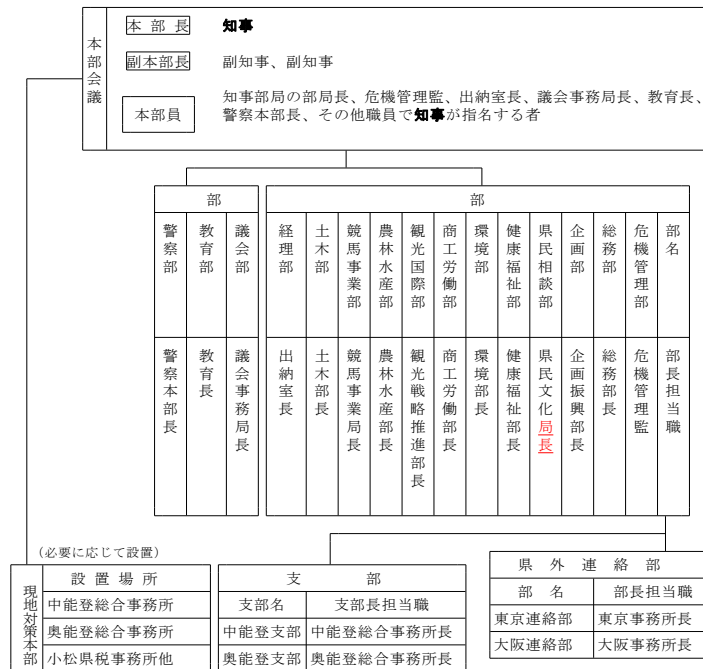
第2節 県対策本部の設置等

1～2 (略)

3 県対策本部の組織・担当別業務

(1) 県対策本部の組織構成

<県対策本部等組織図>



組織改編

修正後	現行	備考																																
<p>(2) 県対策本部各部の主な業務</p> <table border="1" data-bbox="209 297 1050 813"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>平 素 の 主 な 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県民相談部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動及び報道関係との連絡に関する事</li> <li>・相談所の設置など被災者等の相談に関する事</li> <li>・ボランティア及び関係団体との連絡調整に関する事</li> </ul>           (削除)         </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活環境部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する事</li> <li>・飲料水の確保に関する事</li> <li>・<u>市町</u>の水道施設の応急対策に関する事</li> <li>・<u>生活物資</u>の対策に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の建築、供与に関する事</li> <li>・道路、橋梁、河川、港湾施設等の応急対策に関する事</li> <li>・道路の除雪対策に関する事</li> <li>・<u>水道用水供給施設</u>の応急対策に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p>	部 名	平 素 の 主 な 業 務	省略		県民相談部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動及び報道関係との連絡に関する事</li> <li>・相談所の設置など被災者等の相談に関する事</li> <li>・ボランティア及び関係団体との連絡調整に関する事</li> </ul> (削除)	省略		生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する事</li> <li>・飲料水の確保に関する事</li> <li>・<u>市町</u>の水道施設の応急対策に関する事</li> <li>・<u>生活物資</u>の対策に関する事</li> </ul>	省略		土木部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の建築、供与に関する事</li> <li>・道路、橋梁、河川、港湾施設等の応急対策に関する事</li> <li>・道路の除雪対策に関する事</li> <li>・<u>水道用水供給施設</u>の応急対策に関する事</li> </ul>	省略	省略	<p>(2) 県対策本部各部の主な業務</p> <table border="1" data-bbox="1139 297 1980 813"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>平 素 の 主 な 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県民相談部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動及び報道関係との連絡に関する事</li> <li>・相談所の設置など被災者等の相談に関する事</li> <li>・ボランティア及び関係団体との連絡調整に関する事</li> <li>・<u>生活物資</u>の対策に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する事</li> <li>・飲料水の確保に関する事</li> <li>・水道施設の応急対策に関する事</li> </ul>           (追加)         </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の建築、供与に関する事</li> <li>・道路、橋梁、河川、港湾施設等の応急対策に関する事</li> <li>・道路の除雪対策に関する事</li> </ul>           (追加)         </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p>	部 名	平 素 の 主 な 業 務	省略		県民相談部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動及び報道関係との連絡に関する事</li> <li>・相談所の設置など被災者等の相談に関する事</li> <li>・ボランティア及び関係団体との連絡調整に関する事</li> <li>・<u>生活物資</u>の対策に関する事</li> </ul>	省略		環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する事</li> <li>・飲料水の確保に関する事</li> <li>・水道施設の応急対策に関する事</li> </ul> (追加)	省略		土木部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の建築、供与に関する事</li> <li>・道路、橋梁、河川、港湾施設等の応急対策に関する事</li> <li>・道路の除雪対策に関する事</li> </ul> (追加)	省略		<p>組織改編</p>
部 名	平 素 の 主 な 業 務																																	
省略																																		
県民相談部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動及び報道関係との連絡に関する事</li> <li>・相談所の設置など被災者等の相談に関する事</li> <li>・ボランティア及び関係団体との連絡調整に関する事</li> </ul> (削除)																																	
省略																																		
生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する事</li> <li>・飲料水の確保に関する事</li> <li>・<u>市町</u>の水道施設の応急対策に関する事</li> <li>・<u>生活物資</u>の対策に関する事</li> </ul>																																	
省略																																		
土木部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の建築、供与に関する事</li> <li>・道路、橋梁、河川、港湾施設等の応急対策に関する事</li> <li>・道路の除雪対策に関する事</li> <li>・<u>水道用水供給施設</u>の応急対策に関する事</li> </ul>																																	
省略	省略																																	
部 名	平 素 の 主 な 業 務																																	
省略																																		
県民相談部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動及び報道関係との連絡に関する事</li> <li>・相談所の設置など被災者等の相談に関する事</li> <li>・ボランティア及び関係団体との連絡調整に関する事</li> <li>・<u>生活物資</u>の対策に関する事</li> </ul>																																	
省略																																		
環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する事</li> <li>・飲料水の確保に関する事</li> <li>・水道施設の応急対策に関する事</li> </ul> (追加)																																	
省略																																		
土木部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の建築、供与に関する事</li> <li>・道路、橋梁、河川、港湾施設等の応急対策に関する事</li> <li>・道路の除雪対策に関する事</li> </ul> (追加)																																	
省略																																		

修正後	現行	備考
<p>第2章 避難等に関する措置</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 避難の指示等</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 事態の類型に応じた避難の指示に当たっての留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <p>① 屋内避難</p> <p>弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示され、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要であることから、知事は、できるだけ、近傍の次の施設等に避難させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○コンクリート造り等の堅ろうな施設</li> <li>○建築物の地階</li> <li>○地下街等の地下施設</li> </ul> <p><u>弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国(内閣官房、消防庁等)が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第3節～第5節 (略)</p> <p>第3章 (略)</p>	<p>第2章 避難等に関する措置</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 避難の指示等</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 事態の類型に応じた避難の指示に当たっての留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <p>① 屋内避難</p> <p>弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示され、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要であることから、知事は、できるだけ近傍の次の施設等に避難させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○コンクリート造り等の堅ろうな施設</li> <li>○建築物の地階</li> <li>○地下街等の地下施設</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p> <p>② (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第3節～第5節 (略)</p> <p>第3章 (略)</p>	<p>基本指針の変更に伴うもの</p>

修正後	現行	備考																										
<p>第4章 武力攻撃災害への対処措置</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 生活関連等施設の安全確保等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 既存の法令に基づく措置と危険物質等に関する措置命令との対応関係</p> <table border="1" data-bbox="211 498 1013 1134"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質の種類</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">措置及び根拠法令</th> </tr> <tr> <th>① 取扱部の停止又は一時制限</th> <th>② 製造、引渡し、移動、移転、引渡し、一時制限</th> <th>③ 所在場所の変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)</td> <td>厚生労働大臣(医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの)</td> <td>国民保護法第103条第3項</td> <td>国民保護法第103条第3項</td> <td>国民保護法第103条第3項</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両(原動機付き自転車を含む。)その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。</p> <p>3 (略)</p>	物質の種類	区分	措置及び根拠法令			① 取扱部の停止又は一時制限	② 製造、引渡し、移動、移転、引渡し、一時制限	③ 所在場所の変更	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	厚生労働大臣(医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの)	国民保護法第103条第3項	国民保護法第103条第3項	国民保護法第103条第3項	<p>第4章 武力攻撃災害への対処措置</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 生活関連等施設の安全確保等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 既存の法令に基づく措置と危険物質等に関する措置命令との対応関係</p> <table border="1" data-bbox="1144 498 1945 1030"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質の種類</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">措置及び根拠法令</th> </tr> <tr> <th>① 取扱部の停止又は一時制限</th> <th>② 製造、引渡し、移動、移転、引渡し、一時制限</th> <th>③ 所在場所の変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)</td> <td>厚生労働大臣(薬事法施行令第15条の4の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの)</td> <td>国民保護法第103条第3項</td> <td>国民保護法第103条第3項</td> <td>国民保護法第103条第3項</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両(原動機付き自転車を含む。)その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。</p> <p>3 (略)</p>	物質の種類	区分	措置及び根拠法令			① 取扱部の停止又は一時制限	② 製造、引渡し、移動、移転、引渡し、一時制限	③ 所在場所の変更	薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	厚生労働大臣(薬事法施行令第15条の4の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの)	国民保護法第103条第3項	国民保護法第103条第3項	国民保護法第103条第3項	<p>薬事法の名称改正及び事態対処法の改正に伴うもの</p>
物質の種類			区分	措置及び根拠法令																								
	① 取扱部の停止又は一時制限	② 製造、引渡し、移動、移転、引渡し、一時制限		③ 所在場所の変更																								
医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	厚生労働大臣(医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの)	国民保護法第103条第3項	国民保護法第103条第3項	国民保護法第103条第3項																								
物質の種類	区分	措置及び根拠法令																										
		① 取扱部の停止又は一時制限	② 製造、引渡し、移動、移転、引渡し、一時制限	③ 所在場所の変更																								
薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	厚生労働大臣(薬事法施行令第15条の4の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの)	国民保護法第103条第3項	国民保護法第103条第3項	国民保護法第103条第3項																								



修正後	現行	備考
<p>第3節 武力攻撃原子力災害への対処等  1～6（略）  7 応急対策の実施等  (1)～(2)（略）  (3) 応急対策の内容  ①～④（略）  ⑤ 安定ヨウ素剤の服用（下線をとる）  （略）  ⑥～⑧（略）  8（略）  第4節～第5節（略）  第5章～第6章（略）  第4編～第5編（略）</p>	<p>第3節 武力攻撃原子力災害への対処等  1～6（略）  7 応急対策の実施等  (1)～(2)（略）  (3) 応急対策の内容  ①～④（略）  ⑤ 安定ヨウ素剤の服用  （略）  ⑥～⑧（略）  8（略）  第4節～第5節（略）  第5章～第6章（略）  第4編～第5編（略）</p>	<p>誤字の見直し</p>